

平成30年度予算 地域におけるIoTの学び推進事業 地域実証事業 応募要項

1 公募件名

「地域におけるIoTの学び推進事業」地域実証事業の請負

2 目的

我が国の社会構造は大きく変化してきており、生産年齢人口の減少による定年退職後等の高齢者の再活躍、障害者の社会参画、IoT・AI等の普及による就業構造の変化などの課題へ対応するため、年齢・性別・障害の有無・国籍・所得等に関わりなく、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、豊かな人生を享受できる「インクルーシブ」な社会の実現が求められる。

総務省では、昨年11月から情報通信審議会「IoT新時代の未来づくり検討委員会 人づくりWG」において、IoT、AI等が日常生活、職場や公共空間に広く浸透する時代を見据え、こうした時代に求められる人材を育成するための教育の在り方について議論を進めてきた。本年3月には中間取りまとめの議論が行われ、IoT、AI時代の人材育成をテーマとして、「21世紀型スキル」(創造性、論理的思考能力、コミュニケーション能力、ICTリテラシー等)を身に付け国内外で活躍できる人材育成や、定年退職後の高齢者は生きがいを感じ、これまでの知見を生かして再活躍できる環境整備を進めていく旨の方向性が示された。

文部科学省においても、次世代を担う児童生徒に情報化やグローバル化などの急激な社会的変化の中でも未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできる学校教育を実現すべく、昨年3月にプログラミング教育の必修化などを内容とする新学習指導要領の改訂を行ったところである。しかしながら、学校教育を通じて、プログラミングなどのICT教育に興味・関心を持った児童生徒のニーズに応えることは困難な状況にある。

本事業は、地域で自立的・継続的・発展的に児童生徒及び地域住民(社会人、障害児者、高齢者を含む。)がプログラミング等のICT/IoTを楽しく学び合い、新しい時代の絆を創るための仕組み(地域ICTクラブ)の構築に向けて、当該クラブが活動していく上で必要なメンター、教材、端末・通信環境、会場を継続的に提供できるように、地域住民だけでなく、産官学、NPOや金融機関等の関係機関による支援体制を検証するための実証事業を行うことを目的とする。

3 事業概要

本事業では、地域で児童生徒や地域住民(社会人、高齢者、障害者を含む。)がプログラミング等のICT/IoTを楽しく学び合い、新しい時代の絆を創るための仕組み(地域ICTクラブ)を構築する実証実験を行う。

地域ICTクラブは、ICT教育に関心のある保護者やICT企業の技術者(OBOGを含む。)などの社会人等による「サポーター」と、ICT/IoTに対する学習意欲の高い児童生徒、障害児者による「参加児童等」で構成する。

地域ICTクラブの活動に必要なメンター、教材、端末・通信環境、会場を継続的に提供できるように、地域の産官学金NPO等による支援体制を検証する。

(1) 事業概要

本事業の請負者は、関係機関の人材、機材、資金等を活用して、地域で参加児童等がサポーターを含む地域住民と共に主体的に ICT/IoT を学ぶ「地域 ICT クラブ」を実証するため、次の9つの業務を行う。

- ①実証地域での地域 ICT クラブの組織化支援
- ②活動計画・講座等の内容の企画
- ③メンターの確保（募集・育成・派遣）
- ④教材の確保
- ⑤端末・通信環境の確保
- ⑥会場の確保
- ⑦講座の運用及び進捗の管理
- ⑧実証地域内外での活動状況の周知・広報
- ⑨同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証

(2) 本事業への参加条件、業務実施上の条件

【参加条件】

- ①本事業への参加は、民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会等の団体（以下「協議会等」という。）である（設立予定も含む。）ことを条件とする。
→民間事業者や地方公共団体などによる単独の応募は不可とする。
→協議会等の法人格の有無は問わない。
→協議会等の設立を示す書類、または設立予定の協議会等に参加する意思があることを示す書類（同意書又は参加証明書等、様式任意）を提出すること。
→協議会等の設立予定は、提案が採択された場合に限るものであってもよい。
- ②協議会等は、本企画競争に係る代表団体を選定すること。代表団体は、協議会等を代表して、本企画競争に係る連絡調整及び採択後の契約等を国との間で行うものとする。
- ③代表団体は、請負業務の内容を紹介できるウェブサイトを開設していること。

【業務実施上の条件】

- ①業務実施体制を明確にするため、管理者及び担当者を配置する。配置予定の管理者は代表団体から配置するものとし、「教育の情報化に関する業務」について、過去1件以上の実績を有すること。
- ②業務の打合せは、総務省又は総務省が別に定める者からの要請に基づき実施すること。（4回程度）
- ③国、都道府県、市区町村及び公益法人等から財政的支援を受けて行っている取組は対象外とする。
ただし、本業務対象部分と、本業務以外に国、都道府県、市区町村及び公益法人等から財政的支援を受けて実施する「関連業務」の対象部分との業務範囲が明確に区分され、一体的に実施することで相乗効果が期待されると認められる場合はこの限りではない。
- ④業務の全部又は主要部分（業務全体の企画立案、進捗管理等）を第三者に委託し、または請け負わせて実施してはならない。代表団体から協議会等の他の構成員への再委託も同様とする。

4 公募期間

平成 30 年 4 月 10 日（火）から同年 5 月 18 日（金）17:00 まで

5 応募の資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助者であって、契約のために必要な同意を得ているものについては、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 代表団体が平成 28、29、30 年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において競争参加資格を有する者または地方公共団体であること。
- (4) 総務省及び他府省等における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ①契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ②契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 本応募参加資格のない者の提出書類等は、無効とする。

6 仕様内容

(1) 実証事業に係る業務の実施

①実証地域での地域 ICT クラブの組織化支援

- 地域 ICT クラブは、PTA、子ども会、自治会、民間企業、NPO 等と連携し、ICT 教育に関心のある保護者や ICT 企業の技術者（OBOG を含む。）などの社会人による「サポーター」と、ICT/IoT に対する学習意欲の高い児童生徒、障害児者による「参加児童等」で構成する（児童生徒の対象年齢は小中高校生を対象とするが、地域の状況に応じて就学前児童を参加させてもよい。）。
- サポーターは、地域 ICT クラブでの ICT/IoT に関する学び合いを通じた地域コミュニティの形成を支援する。参加人数は問わないが、地域 ICT クラブの活動を支援する業務を役割分担できる人数であることが望ましい。
- 参加児童等は、関係機関と連携して希望制とし、10 名以上で構成することが望ましい。
- 地域 ICT クラブは、実証地域の状況や、活動内容を鑑みて複数設置することが望ましい（具体的な設置場所は問わない）。

②活動計画・講座等の内容を企画

- 参加児童等が中心となってサポーターも一緒に、プログラミング等の ICT/IoT を楽しく学び合うことができるテーマ設定とすること（アート、ロボット操作、ゲーム制作、音楽などのほか、身近な生活での課題解決をテーマにした取り組みなど）。
- 参加児童等による活動のインセンティブとなる目標を設定すること（コンテストや競技会への参加、国内外の児童生徒との交流など。年度末目途に本事業の成果発表会を開催する予定。）。
- サポーターと参加児童等が同じテーマで一緒に学び合う取組や、社会人・高齢者から実社会での知識・経験等を ICT/IoT を用いて共有する取組、障害の特性を踏まえた取組を講座へ取り入れることが望ましい。
- 発育発達や障害の特性に応じたデジタル機器との接し方や、AI 倫理、セキュリティ、個人情報取り扱いについて講座へ取り入れることが望ましい。
- 実証期間内に、参加児童等が目標を達成できるような回数設定とすること（地域 ICT クラブごとに5 回程度開催することが望ましい。メンター育成講座は回数に参入不可。コンテスト等への参加も回数に参入可。）。

③メンターの確保（募集・育成・派遣）

→実証地域に在住又は講座の都度に移動可能な大学・高専等の学生や ICT 教育に関心のある保護者、ICT 企業の技術者（OBOG を含む。）などの社会人等から、関係機関と連携しメンターとして参加意欲のある人材（サポーターがメンターとして参加することも可。）を発掘し、当該人材に対してメンターとして必要なスキルを習得させる。育成したメンターを地域 ICT クラブへ派遣し講座を実施すること。

なお、本業務では、請負者がメンター役を担うことは、実証実施後の当該地域での事業継続性の観点から適当である場合を除き、原則認めない。

→募集するメンターの数や経歴等の参加条件については、実証地域の状況、参加児童等の特性を踏まえ請負者が決定すること。

→メンター研修では、e-ラーニングの活用などメンターに必要なスキルを習得しやすい手法や、メンター活動を通じた OJT、講座実施後の振り返りの場の設定など、効果的な育成方策を検証すること。

→メンターに必要なスキル（児童生徒との接し方、講座ノウハウ等）は、総務省事業「若年層に対するプログラミング教育の普及推進」（H28、29）の実証成果を参考にすること。

④教材の確保

→サポーターと調整しつつ、適当な教材を調達すること。

プログラミングの習熟度に応じて、多様な教材（アンプラグド、ソフトウェア、ハードウェア）を組み合わせた講座の検証や、ロボットやドローンなどのプログラミング専用機器の活用では導入コストの負担方法や講座の進め方の検証をすること。

→クラウド上のコンテンツ・ツールをプログラミング講座や家庭での発展的学習、情報共有に用いるなど、クラウドを効果的に活用しつつ実証を進めること。

→複数の地域 ICT クラブを組織し同一教材を利用する場合、当該教材の共用等、有効活用できるようにスケジュール調整等を行うこと。

⑤端末・通信環境の確保

→既設の端末・通信環境の利用可能性を検証すること。

→新たに端末・通信環境を提供する場合、効率的な構築方法を検討すること（端末や回線の種類、経費等）。複数の地域 ICT クラブで端末・通信環境を共用できるようにスケジュール調整等を行うこと。

⑥会場の確保

→地域 ICT クラブの活動に必要な会場を提供すること。学校、学童クラブ、公民館、図書館、郵便局、自治会、児童館、社会福祉協議会などの公共施設のほか、私塾施設、企業の会議スペースなども含め、継続利用をしていくにあたっての課題を検証すること。

→会場選定にあたっては、耐震・耐火等の施設の安全性を確認すること。

⑦講座の運用及び進捗の管理

→地域 ICT クラブでの活動の進捗管理を行うこと。

→サポーター、参加児童等に対するアンケートを実施し、今後扱って欲しい講座内容の確認や講座運営に対する意見を集約し、今後のテーマ設定方法を検証すること。講座に参加したメンターによる振り返りの場を設けるなど、メンターが継続活動していく上で留意すべき事項を検証すること。

⑧実証地域内外での活動状況の周知・広報

→報道機関や地元住民に対する公開日を1回以上設けるなど、地域 ICT クラブの活動に対する関係機関の理解を促進する広報活動を行うこと。

なお、本実証で用いた教材、本実証を通じて得られたノウハウ・知見等については、自らのウェブサイト等で広く公開するとともに、総務省に提供すること（当該教材等は、「未来の学びコンソーシアム」のポータルサイトへの公開を予定。）。

→サポーターや関係機関と連携して、未加入の児童生徒やサポーターとして活動可能な社会人への働きかけや、未組織地域への活動の普及展開のための周知方策の検証を行うこと。

→サポーターによる参加者の募集ポスター・チラシ作成、ホームページ作成、マスコミへの広報活動等に対して支援することが望ましい。

⑨同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証

→本事業終了後も自立的に継続できるように、①～⑧の取組も踏まえ、体制や資金等の観点から検証を行うこと。

- ・平成31年度以降の計画について具体的な内容が示されており、自立的な継続性が期待できるか。
- ・継続的な運用・発展のために必要な体制や資金等は整う見込みはあるか。

(2) 実施報告書のとりまとめ（成果物）

①中間報告

請負者は、総務省に事業の進捗状況等を記した中間報告書を提出すること。中間報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。中間報告書の様式や提出期限等の詳細は、別途指示する。

②成果報告及び終了評価

事業の終了後、成果報告書を総務省に提出すること。成果報告書をもとに、総務省において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。

成果報告書の様式や提出期限等の詳細は別途指示する。

提出部数は、正本（1部）、副本（2部）とし、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚も合わせて提出すること。

(3) 留意事項

- ①事業の実施過程において児童生徒等の個人情報を取り扱う場合には、十分に配慮する

こと。

- ②総務省が「地域におけるIoTの学び推進事業」において実施する予定の成果発表会（東京で開催予定）において、事前に指定された様式にて発表資料を作成し、成果発表を行うこと。
- ③本実証事業については、有識者会議や関係府省と連携しながら行うため、これらへの情報提供、意見交換等に協力すること。

（４）知的財産権

- ①請負者は、本事業に関して総務省等が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること（公知の情報は除く。）。ただし、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課に承認を得ること。
- ②請負者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報をいかなる者にも漏洩してはならないものとし、本事業に関わる情報を他の情報と明確に区分して、善良な管理者の注意をもって管理し、本事業以外に使用してはならない。
- ③本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び28条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ（営業秘密）は、総務省に帰属し、総務省が独占的に使用するものとする。また、請負者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権またはノウハウ（営業秘密）を自ら使用または第三者をして使用させる場合には、総務省と別途協議するものとする。なお、請負者は総務省に対し、一切の著作者人格権（著作権法第18条から20条までに規定される権利を含む。）を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ④請負者は、実証の実施に際し、情報セキュリティ対策を講ずること。

7 採択先候補の選定及び審査結果の通知等

（１）選定方法

外部有識者による書面審査及び必要に応じて行うヒアリングに基づき、採択先候補を選定する。ヒアリングの実施については、対象者に対し総務省より別途通知する。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出を求める場合がある。

（２）評価項目及び得点配分

別紙2のとおり定める。

（３）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、採択先候補を選定した後、採択先候補である実施主体に提案内容の遂行に支障がないかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から採択先候補に通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時まで総務省と採択先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

8 業務請負契約等

(1) 請負契約の締結

採択された事業について、総務省と採択先候補との間で、仕様書及び契約条件の調整を行った上で請負契約を締結する。本契約は概算契約とし、契約書は総務省の概算契約書によるものとする。経費支出計画書（提出書類様式4）における旅費（以下「要精算経費」という。）は、他の経費と区別してその出納を明らかにするものとし、履行完了等のために要した経費に関する内訳を示した精算書及びその他の証憑書類を業務完了後速やかに提出すること。請負事業終了後、総務省による検査の結果、履行の内容が契約内容に適合すると認めるときは、契約金額を確定し、精算払いにより支払われる。

(2) 契約金額

1件あたり1,000万円（税込み）を上限とする。

契約金額は、外部有識者による審査後に総務省と採択候補先による協議を経て確定するため、提案された事業費と同額で契約できない場合がある。

(3) 契約件数

地域や実施内容のバランス等を踏まえ、10件以上の実証プロジェクトを選定する予定。

(4) 業務の外注

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、委託事業の全部を第三者に請け負わせることは不可とする。また、暴力団排除対象者への再委託は不可とする。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

① 再委託の金額が50万円を超えない場合

② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合

ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類

イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類

ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類

エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類

カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(5) 事業費

実運用を見据え、情報端末・ネットワーク設備に係る経費、講習・講座の会場借料、メンターに対する報酬、プログラミングで制御するロボットなどの専ら講座で用いる機器等については、必要最小限の数を揃えるために必要な額を事業費として認める。

なお、児童生徒、サポーター、メンター等の実証講座及びメンター育成講座参加者に対する必要な範囲の保険料は事業費として認める。

(6) 事業終了後の残存資産の取扱い

事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と請負者が別途協議してその扱いを決定することとする。

9 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月15日（金）までとする。

なお、本事業の対象となる講座については、原則として平成30年12月末までに実施すること。

10 スケジュール

事業のスケジュールは概ね以下を想定しているが、諸事情により変更することがある。

平成30年	4月10日（火）	公募開始
	4月19日（木）	公募説明会
	5月18日（金）	申請書類×切
平成30年	5月下旬（予定）	有識者会議による審査
	6月中旬（予定）	採択先候補の決定 請負契約の締結
	12月（予定）	中間報告書の提出
平成31年	3月（予定）	成果報告書の提出

11 応募方法

(1) 提出書類

提案書作成要項を参照の上、提出すること。

(2) 提出期限

平成30年5月18日（金）17：00までに下記提出先必着

(3) 提出方法

提案書は、正本（1部）、副本（2部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚を提出すること。

(4) 提出先

本応募要項「12 応募要項に関する問い合わせ先」へ持参又は郵送により提出すること。なお、提出された提案書等の返却はしない。

12 応募要項に関する問い合わせ先

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室（担当者：岡田、一田）

電話：03-5253-5743

メールアドレス：ictclub/atmark/soumu.go.jp

※メールを送信の際は、/atmark/を@に置き換えてください。

13 その他

(1) 提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、支払いいたしませんので、予めご了承ください。

(2) 提出された企画提案書の機密保持については、十分配慮いたします。

(4) 提出された応募書類に対して、質問した場合には真摯に応じることとします。

(5) 提案者は、提案書の提出をもって前記5（5）及び（6）の規定に該当しないことを

誓約し、かつ当省の求めに応じ、提案者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及び当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき同意したものとみなすものとします。

（6）以下の日程において、本事業の目的・背景、提案に当たっての手続き、提出いただく書類の記載方法等を説明する公募説明会を開催いたします。

平成30年4月19日（木） 10時半から（1時間～1時間半程度）

場所：総務本省 11階 1101会議室

東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎 2号館

また、下記の総合通信局において、公募説明会の中継を行います。中継会場での質問も可能です。お近くの会場でご参加ください。

- ・北海道総合通信局
北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 12F
- ・東北総合通信局
宮城県仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎内
- ・信越総合通信局
長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
- ・北陸総合通信局
石川県金沢市広坂2-2-60
- ・東海総合通信局
愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
- ・近畿総合通信局
大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館
- ・中国総合通信局
広島県広島市中区東白島町19-36
- ・四国総合通信局
愛媛県松山市宮田町8-5
- ・九州総合通信局
熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号
- ・沖縄総合通信事務所
沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階

説明会への出席を希望する場合は、平成30年4月17日（火）12:00までに上記「12応募要項に関する問い合わせ先」あて出席希望者全員の所属・氏名・連絡先（電話番号及びメールアドレス）及び希望参加会場を送付してください。